

(電子メール施行)
環 整 第 1026-2 号
平成 30 年 4 月 9 日

一般社団法人兵庫県水質保全センター会長 様

兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課長

浄化槽設置工事に関する指導等の強化について (通知)

本県の浄化槽行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別添写しのとおり平成 30 年 3 月 23 日付け国土建第 422 号及び環循適第 1803224 号により国土交通省土地・建設産業局建設業課長及び環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長から通知がありました。

については、浄化槽設置工事に係る不適正事案の発生抑止のため、浄化槽法に基づく法定検査の結果が不適正であるもののうち設置工事に起因すると考えられる事案については、当該浄化槽の設置場所を所管する県民局環境課もしくは権限移譲市に情報提供いただくとともに、本件について貴センター会員（工事業者に限る。）に周知いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

兵庫県 農政環境部 環境管理局
環境整備課 循環型社会推進班（尾崎）
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL:078-362-3279 (直通)、FAX:078-362-4189
E-mail:Taira_Ozaki@pref.hyogo.lg.jp

国土建第 422 号
環循適第 1803224 号
平成 30 年 3 月 23 日

各都道府県・政令市浄化槽担当部（局）長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長



浄化槽設置工事に関する指導等の強化について

浄化槽設置工事の適否及び浄化槽の機能状況を確認するため、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 7 条において設置後等の水質検査（以下、「法第 7 条検査」とする）を行うことが規定されているが、法第 7 条検査の受検率は現状 90% 程度であることからさらに受検率を向上させる必要がある。

一方、当該検査の結果、不適正となった事案が毎年一定数報告されており、この中には浄化槽設備士による実地での適切な監督や工事の技術上の基準を遵守していないと思われる事例も散見される。

浄化槽法の目的である生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るためには法第 7 条検査の受検の徹底と、検査結果を踏まえた不適正事案の発生抑止が重要であることから、以下の取組等に努められたい。

- ・法第 7 条検査については、法第 5 条の規定による設置の届出等を活用し、関係部局・機関が連携して更なる受検指導を行うこと
- ・浄化槽工事業者に対し、浄化槽法第 29 条に定める浄化槽設備士の設置及び浄化槽設備士による実地での監督の徹底を図るとともに、法第 6 条に定める浄化槽工事の技術上の基準について改めて周知徹底すること
- ・法第 7 条検査の結果、不適正となった事案のうち設置工事に起因すると考えられる事案については、関係部局と情報共有し、法第 53 条に基づく報告徴収や立入検査を行うなど、再発防止に努めること

なお、上記の取組に当たり、管内特定行政庁及び指定検査機関に対しても周知し、十分な連携をとられるようお願いする。